

会 則

平成 1 5 年 9 月 1 9 日改正
平成 1 6 年 1 0 月 9 日改正
平成 2 0 年 9 月 1 8 日改正
平成 2 2 年 9 月 6 日改正
平成 2 3 年 4 月 1 1 日改正
平成 2 6 年 2 月 9 日改正
平成 2 6 年 4 月 1 日改正
平成 3 0 年 9 月 2 5 日改正

第 1 章

総 則

第 1 条

本会は「日本運動免疫学研究会（Japanese Society of Exercise and Immunology: JSEI）」と称する。

第 2 条

本会は、事務局を置く。

第 2 章

目的および事業

第 3 条

本会は、体力科学、ストレス科学、スポーツ医科学、健康医科学など健康に関わる諸科学と免疫学の両分野を融合し、その促進・発展をはかり、国民の健康維持・増進に資することを目的とする。

第 4 条

本会は前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- ①会員の研究発表と学術講演のための年一回の学術集会。
- ②関係学術団体との連絡、提携、国際交流。
- ③機関誌の発行を目指す。
- ④その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 3 章

会 員

第 5 条

本会は、本会の目的に賛同する者をもって構成し、会員の種類は正会員、名誉会員、賛助会員、購読会員とする。会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する印刷物の配布を受け取ることができる。

第 6 条

正会員の年会費は、当分の間、無料とする。

第 7 条

名誉会員は、運営委員会の議を経て推挙された者とする。

第 8 条

削除

第 9 条

賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体とする。

第 10 条

本会に入会を希望する者は、会費を添えて本会事務局に所定の必要事項を提出しなければならない。

第 4 章

役員

第 11 条

本会に次の役員を置く。

① 会長

1 名

② 運営委員

若干名

③ 当番幹事

若干名

④ 会計監事

1 名

第 12 条

会長は総会議決を経て一般正会員の中より選出され、本会を代表して会務を総括する。会長の選出については、別に定める会長の選出に関する附則に従う。会長に事故あるときは、会長代行を置くことができる。会長代行は運営委員会の議を経て選出された者とし、その会務に当たる。会長代行の任期は、会長が会務の執行が可能になるまでの期間とする。

第 13 条

運営委員並びに会計監事は、当分の間、会長が委嘱する。

第 14 条

運営委員会は本会の運営、庶務、経理その他の会務を分掌し、必要に応じて運営委員会を開くものとする。運営委員会は会長および運営委員をもって構成する。

第 15 条

会計監事は本会の会計状況を監査し、総会に報告する。

第 16 条

本会は、顧問を置くことができる。顧問は会費を免除する。顧問は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第 17 条

会長、運営委員、会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 5 章

会計

第 18 条

本会の事業年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第 19 条

本会の会計は、会費、寄付金その他をもって充てる。

第 6 章

表彰

第 20 条

本会では運動免疫学研究の活性化と発展を図るため、以下の賞をもうけ、会員の表彰をおこなう。それぞれの細則は別に定める。

① 日本運動免疫学研究会功労賞

本会の運営・活動または運動免疫学の普及・発展に目覚ましい貢献をした者を対象者とする。

② 森口賞

国際運動免疫学会（International Society of Exercise and Immunology: ISEI）主催の学術集会において、本会員によって発表される優秀な研究課題を選考の対象とする。

第 7 章

会則変更

第 21 条

本会則の変更は運営委員会の議を経て決定する。

附則

1) 会員の商業活動に関する附則

（ア）本会の会員であることを商業活動に利用しないこと。該当する活動が商業活動か否かは本会運営委員会が判断を行う。

（イ）本会あるいは本会の会員から得た研究会活動に基づく情報を、本会（運営

委員会・情報の発信者)の許可なく商業活動に利用しないこと。

(ウ) 一度本会の会員になった場合には、以上の条件を退会後も本会あるいは本会の発展した会(例えば名称変更など)が存続する限り遵守すること。

2) 会長の選出に関する附則

(ア) 会長の選出

第一項 一般正会員および名誉会員は、会長候補者を会長選考委員に推薦することができる。

第二項 運営委員会は、第一項で推薦された会長候補者から最終候補者を選出し、総会の承認をうける。

(イ) 会長選考委員の選出

第一項 会長選考委員は、会長改選に先立ち、運営委員の中から会長が委嘱する。

第二項 会長選考委員および運営委員は、会長選考委員会を構成する。

第三項 会長選考委員会は、会則 12 条にもとづいて会長の選出に関わる業務をとりおこなう。

3) その他

本会事務局において、その職務に支障があるときは、運営委員会の議を経て、一時的に移設する事ができる。移設期間は、職務執行が可能になるまでとする。